

令和7年度 入札契約に係る説明会 資料

2025／3月
契約検査課

《目 次》

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

- 1 - 1 電子契約の対象拡大について
- 1 - 2 R 7・8年度格付名簿について
- 1 - 3 週休2日制モデル工事の対象拡大等について
- 1 - 4 工事成績評定結果活用型入札の実施について
- 1 - 5 社会保険等未加入対策について

② 入札契約制度（全般）について

- 2 - 1 電子入札の注意点について
- 2 - 2 事後審査型入札について
- 2 - 3 予定価格、最低制限価格について
- 2 - 4 低入札価格調査制度について
- 2 - 5 契約保証金について
- 2 - 6 入札に係る関係規則、様式等について

③ 令和7年度 入札スケジュールについて

④ その他

- 4 - 1 植栽等管理業務委託の発注に係る対象業種の変更について
- 4 - 2 深谷市優秀建設工事表彰式について
- 4 - 3 工事成績評定の考查項目一覧表の一部再編について
- 4 - 4 建設業退職金共済制度について

《項目》

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 - 1 電子契約の対象拡大について

1 - 2 R 7・8年度格付名簿について

1 - 3 週休2日制モデル工事の対象拡大等について

1 - 4 工事成績評定結果活用型入札の実施について

1 - 5 社会保険等未加入対策について

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 – 1 電子契約の対象拡大について

■ 電子契約とは

従来の紙の契約書を取り交わす代わりに、電子ファイル（PDF形式の契約書）に「**電子署名**」を施すことでの契約締結を行うもの。

■ 導入メリット

- ・印刷、製本コストの削減
- ・受注者の来庁又は郵送等の不要
- ・契約締結までの時間短縮
- ・押印の不要
- ・収入印紙添付不要による経費削減
- ・書類の保管スペースの削減

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 - 1 電子契約の対象拡大について



- ・電子契約サービスシステムを利用するためには必要なものは
『インターネット環境』と『受信可能な電子メールアドレス』の2つ
- ・受注者側の利用料は無料

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 - 1 電子契約の対象拡大について

■ 電子契約の導入（運用）について

令和6年9月2日以降の公告案件から運用開始

■ 電子契約の対象案件について

令和6年度 : 契約検査課による公告案件（競争入札案件）

（工事、業務委託、物品、印刷製本、賃貸借等）

令和7年度以降 : **全庁的に対象範囲を拡大**

（各部署で行う見積り合わせ等による随意契約も対象に）

※金額の制約は設けません（請書も可）

※電子契約を希望しない場合は、従来の紙の契約書による契約締結も可能。

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 - 1 電子契約の対象拡大について

«新たに必要となるものについて»

① 『電子契約用メールアドレス確認書』

別記様式

電子契約用メールアドレス確認書

電子契約サービスを利用して深谷市と電子契約を締結することに同意し、当該契約の締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

【案件名・場所】 入札書又は見積書に記載の案件名等を記入してください。

案件名			
場 所			

【承認者】 《必ず記入をお願いします》

契約締結権者	役職		氏名	
メールアドレス				

※承認者とは、契約締結権限のある方です。

【担当者】 《必要に応じて、担当者の登録も可能ですか》

担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

※メールアドレスが同一、1つしかない場合は、承認者欄にのみ記入してください。

深谷市長 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者役職
代表者氏名

【留意事項】

※ 本書は押印不要です。電子メールに添付して提出してください。
※ 電子契約書と紙の契約書の別によって、契約に係る条件・効力が相違することはありません。
※ メールアドレスは誤りのないよう、十分ご確認ください。
※ 日付は本書の作成日を記載してください。
※ 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法（昭和24年法律100号）第19条第1項及び

電子契約を希望する場合、**契約案件ごとに**受注者から提出していただく

【提出期限】

- 事後審査資料と一緒に提出（**電子メールで**）

※保留通知書を受けた日の翌日から起算して**2日以内**

※随意契約の場合は、決定通知を受けた日から**2日以内**

【主な記載事項】

- 契約案件名
- 契約締結権者の氏名、メールアドレス

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 - 1 電子契約の対象拡大について

«新たに必要となるものについて»

② 『合意締結証明書』



電子契約締結後、**市からメールで送付**します

※契約検査課又は発注担当部署から

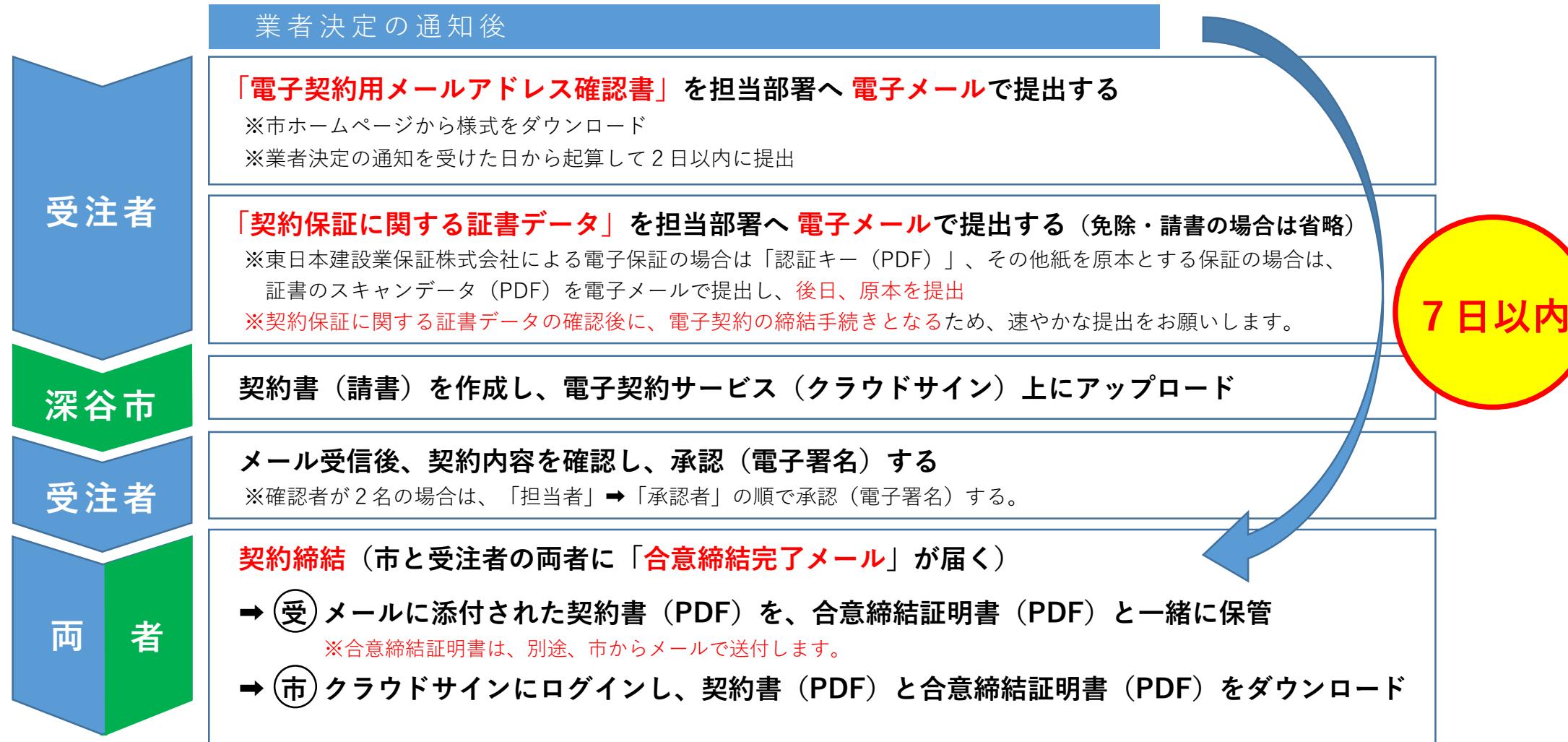
→ 電子契約書（PDF）と一緒に保管

【主な記載事項】

- ・契約案件名
- ・書類ID
- ・合意締結当事者名
深谷市（●●課）と受注者名
- ・合意締結年月日

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

【契約（随意契約）締結までの流れについて】



① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 - 1 電子契約の対象拡大について

操作方法等に関して不明な点等がある場合は下記サポートセンターへお問い合わせください。

おまかせ はたらくサポートセンター (平日・土曜日 9時から18時)

電話番号：0120-031-831

※音声アナウンスが流れた後、「3」を押す

※通話開始後、契約者（深谷市）IDを聞かれるので、以下のIDを伝える

ID：0000025869 (ゼロ・ゼロ・ゼロ・ゼロ・ゼロ・ニ・ゴ・ハチ・ロク・キュウ)

電子契約の詳細については、市ホームページをご確認ください。

【市ホームページ URL】

https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/somu/k_kensa/tanto/nyusatukeiyaku/deisikeiyaku/16988.html

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 - 2 R 7・8年度建設工事入札参加資格者格付名簿について

■格付名簿の公表

・審査結果（格付）については、令和7年4月1日以降、市のホームページから、又は令和7年4月7日以降、県の受付システムからご確認ください。

※郵送による通知等は行いません。

■格付基準の一部変更

業種	点数
土木一式・建築一式工事	変更なし
電気・管・舗装工事	A級：750点以上／B級：750点未満
その他の業種（上記以外）	変更なし（A級：700点以上／B級：700点未満）

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 - 2 R 7・8年度建設工事入札参加資格者格付名簿について

■格付基準の一部変更

業種	令和5・6年度		令和7・8年度					
	格付	資格審査数値	格付	資格審査数値				
土木 一式	特A級	900点以上	特A級	変更なし				
	A級	900点未満 800点以上	A級					
	B級	800点未満 650点以上	B級					
	C級	650点未満	C級					
建築 一式	A級	750点以上	A級	変更なし				
	B級	750点未満	B級					
電 気								
管								
舗 装								

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 – 3 週休2日制モデル工事の対象拡大等について

«主な改正点»

① 対象工事の拡大

原則 **全ての工事**を対象とします。

なお、以下に掲げる工事は、モデル工事の対象としないことも可能

- ・竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- ・緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- ・その他週休2日の取得が困難な工事

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 – 3 週休2日制モデル工事の対象拡大等について

«主な改正点»

② 「通期」の達成から「月単位」の達成へ

■月単位の週休2日とは

対象期間において、全ての月で 4週8休以上の現場閉所率（28.5%）の達成

■通期の週休2日とは

対象期間において、全体を通して 4週8休以上の現場閉所率（28.5%）の達成

※週休2日制の質の向上等のため、先ずは「月単位」の達成を目指していただきます。

※「現場閉所型」のみの適用とし、「交替制」は採用しません。

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 - 3 週休2日制モデル工事の対象拡大等について

«主な改正点»

③ 補正係数の変更（引き下げ）

設計金額（予定価格）に対し、次に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行います。

経 費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1. 0 4	1. 0 2
機械経費（賃料）	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 3	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 5	1. 0 3

※土木工事については、令和6年9月に改正済み。

※宮繕工事については、労務費のみを補正します。

なお、市場単価の補正率等の詳細については、試行要領をご確認ください。

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 – 3 週休2日制モデル工事の対象拡大等について

«主な改正点»

④ 実施手続き等の変更（簡素化）

- ・ 現場閉所を行う場合は、監督員に対し、事前にその旨の連絡を行う。
但し、施工計画書に記載している場合や週間工程会議等により、既に監督員が把握している場合は、事前の連絡は不要。
- ・ 「現場閉所実績報告書（様式1）」を現場完成日以降3日以内に提出
※成績評定における加点は継続します。

«週休2日制モデル工事試行要領について»

市ホームページに掲載していますので、詳しくはこちらのページをご確認ください。

URL : <https://www.city.fukaya.saitama.jp/business/nyusatsukeiyaku/osirase/15427.html>

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 - 4 工事成績評定結果活用型入札の実施について

■ **工事成績評定結果活用型入札とは**

建設工事における良質な品質確保及び技術力に優れた事業者の育成を図ることを目的として、**工事成績評定結果（評定点）を入札参加条件として活用【優遇措置】**します。

■ 対象とする工事

同一開札日において、**業種・格付が同一**である案件が**3件以上**ある場合、その一部について適用します。

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 - 4 工事成績評定結果活用型入札の実施について

■ 優遇業者について

優遇措置の対象事業者とは、入札案件の属する部門（土木関連・建築関連）において、**前年度2件以上**の工事を完成させ、成績点の**平均点が75点以上**である者※

※市ホームページに名簿を掲載します。

部 門	業 種	部 門	業 種
土木関連	土木一式工事 舗装工事 とび・土工工事 造園工事	建築関連	建築一式工事 電気工事 管工事 機械器具設置工事 水道設備工事 解体工事

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 - 4 工事成績評定結果活用型入札の実施について

■ 優遇措置となる入札

優遇措置として、**優遇業者のみが参加可能となる入札**を実施します。

なお、競争性確保のため、原則として参加可能となる優遇業者が**5者以上**存在することを必要とします。

« 工事成績評定結果活用型入札実施要領について »

市ホームページに掲載していますので、詳しくはこちらのページをご確認ください。

URL : <https://www.city.fukaya.saitama.jp/business/nyusatsukeiyaku/osirase/17188.html>

① 令和7年度 入札契約制度の改正点

1 – 5 社会保険等未加入対策について【周知】

■ 社会保険等未加入業者を下請負人とすることの禁止

社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入対策として、
社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止します。

※元請業者に対する禁止事項（1次下請及び2次下請け以降の全てを対象）

■ 法定福利費の内訳明示

社会保険等未加入対策として、また元請・下請間での適正な法定福利費の確保につなげるため、**法定福利費の内訳を明示した内訳書の提出**を求めます。

※元請及び下請業者に対する要請事項

※法定福利費を内訳明示した見積書の活用推進

→ 令和7年度中に協議・調整を行い、**令和8年度から実施予定**

《項目》

② 入札契約制度（全般）について

- 2 - 1 電子入札の注意点について
- 2 - 2 事後審査型入札について
- 2 - 3 予定価格、最低制限価格について
- 2 - 4 低入札価格調査制度について
- 2 - 5 契約保証金について
- 2 - 6 入札に係る関係規則、様式等について

② 入札契約制度（全般）について

2 – 1 電子入札の注意点について

■代表者等が変更となった場合

代表者や契約締結権限を持つ方に変更が生じた場合は、**変更申請手続き**を行い、必ず**新しい代表者等の名義に変更した電子証明書**で入札してください。

- ・変更申請先は、「**埼玉県の共同受付窓口**」へ
- ・電子証明書（ICカード）の変更手続きは、各認証事業者へ

前任者名義の電子証明書で行った入札は**無効**となりますのでご注意ください。

※ 電子証明書の変更処理が間に合わない場合は、「紙入札方式参加申請書」を指定された期日までに提出してください。

※ そもそも電子証明書を取得しておらず、電子入札への参加準備が整っていないなどの理由では、紙入札方式での参加は認めません。

《参考資料》

電子入札システムにおける代表者等変更時の取扱いについて

② 入札契約制度（全般）について

2 – 1 電子入札の注意点について

■入札金額見積内訳書の提出について

建設工事等については、入札参加者が自ら適正な積算を行っているかを確認するため、**入札金額見積内訳書の提出が義務付け**※られています。

※建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、**入札金額の内訳を記載した書類**を提出しなければならない。（入札契約適正化法第12条）

- ・入札金額見積内訳書は、入札案件毎に、公告と併せて案件名や科目等、必要な情報を入力したものを電子入札システムに添付しますので、そちらの内訳書を使用してください。
- ・**内訳書の提出がない場合や内訳書の内容に不備**（提出者名の誤記や未入力、入札金額と内訳書総額の相違、積算の計算誤り、内訳書の添付間違え等）**がある場合は**、当該入札は**無効**となりますのでご注意ください。

《参考資料》

建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱要領

② 入札契約制度（全般）について

2 – 2 事後審査型入札について

電子入札で行う一般競争入札は、**事後審査型入札**で実施します。

■事後審査型入札とは

開札後、落札決定を一時保留し、落札候補者に対して入札参加資格要件を満たしているかどうかの審査を実施した後に、落札決定を行うもの。

■資格審査のための書類提出の際の注意点

- ・電子入札システムより「保留通知書」を受けた日の翌日から起算して**2日以内（休日は除く）**に提出してください。（持参又は電子メール）
- ・提出期限までに確認資料を提出しない場合は、失格とともにに入札参加停止等要綱に基づく「警告」措置とします。

《参考資料》

事後審査フロー、落札候補者に係る確認資料等の提出について

② 入札契約制度（全般）について

2 – 3 予定価格、最低制限価格について

■ 予定価格について

全ての発注案件について

設計金額 = 予定価格 としています。 ※公表時期については、事後公表（契約締結後）

■ 最低制限価格について【建設工事】

建設工事 = 直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90%

+ 現場管理費 × 90% + 一般管理費等 × 68%

※解体工事等を除く設計金額が130万円を超える場合は、低入札価格調査制度対象外のもの

※設計金額の75%を下回る場合は75%の額、92%を上回る場合は92%の額

解体工事等 = 直接工事費 × 75% + 共通仮設費 × 70%

+ 現場管理費 × 70% + 一般管理費等 × 30%

※解体工事及び造成工事で設計金額が130万円を超える場合は、変動型最低制限価格制度対象外のもの

② 入札契約制度（全般）について

2 – 3 予定価格、最低制限価格について

■最低制限価格について【コンサル・業務委託】

コンサル・その他の業務 = 設計金額 × 80%

※設計金額が50万円を超えるもの。労務単価の積み上げが主となる業務委託。

■変動型最低制限価格制度について

深谷市では、**実際の入札価格**に基づいて最低制限価格を算定することで、より市場価格が反映されやすい、変動型最低制限価格制度を試行的に導入しています。

【対象案件】 予定価格が130万円を超える解体工事

予定価格が50万円を超え、地域要件を県内外まで拡大した建設コンサルタント業務

【算定方法（概略）】

- ①有効な入札参加者数に60%を乗じて得た数を求め、その数を算定数とする。
- ②入札金額の低い順に算定数分の入札金額について、その平均額を求める。
- ③②で求めた平均額に85%を乗じて得た額を当該入札における最低制限価格とする。

② 入札契約制度（全般）について

2 – 4 低入札価格調査制度について

【継続実施】

■ 低入札価格調査における『工事成績判断基準』の設定（令和6年度実施）

低入札価格調査を経て契約した工事の成績評定が75点を下回った場合、当該工事の完成検査日の翌々月の第1日から1年間は、調査基準価格未満での入札ができなくなります。 ※低入札価格調査で「失格」扱いとなります。

【工事成績判断基準の確認について】

開札日の過去1年間に、低入札価格調査を経て契約した工事の完成検査日の翌々月の第1日がある場合、工事成績判断基準の確認が必要となります。

※過去1年間とは、1年前の同月同日とします。

② 入札契約制度（全般）について

2 – 4 低入札価格調査制度について

【継続実施】

■ 低入札価格調査における『調査基準価格』の引き上げ（令和4年度実施）

- ・中央公契連モデルにおける最新の算定式を採用する改正を実施しています。
※最低制限価格についても、同様の算定式としています。

改正前		改正後	
直接工事費	× 97 %	直接工事費	× 97 %
共通仮設費	× 90 %	共通仮設費	× 90 %
現場管理費	× 90 %	現場管理費	× 90 %
一般管理費等	× 55 %	一般管理費等	× 68 %

② 入札契約制度（全般）について

2 – 4 低入札価格調査制度について

【継続実施】

■ 低入札価格調査における『調査限界価格』の引き上げ（令和5年度実施）

- ・失格基準となる調査限界価格について、工事の品質確保並びに下請業者へのしわ寄せ等を防止するため、埼玉県と同水準まで引き上げています。

改正前		改正後	
直接工事費	× 75%	直接工事費	× 90%
共通仮設費	× 70%	共通仮設費	× 80%
現場管理費	× 70%	現場管理費	× 80%
一般管理費等	× 30%	一般管理費等	× 30%

② 入札契約制度（全般）について

2 – 5 契約保証金について

■ 契約保証金について

【深谷市契約規則 第28条】

契約締結時は、原則として、**契約金額の100分の10以上の額**の契約保証金を納付することが必要です。なお、当該契約保証金は、履行確認後、還付請求に基づき還付いたします。

【深谷市契約規則 第29条（免除規定）－概略－】

- ・市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- ・過去2年間に、国又は地方公共団体と**種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上**すべて誠実に履行し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき ※ 確認資料として当該契約書の写し等の提出が必要となります。

※**電子契約**の場合は、**契約保証の確認ができ次第、電子契約の手続となります**ので、速やかな手続きをお願いします。

② 入札契約制度（全般）について

2 – 6 入札に係る関係規則、様式等について

■入札に係る関係規則等について

入札に参加する際は、

- ・深谷市契約規則
- ・入札参加者の遵守事項
- ・深谷市公共工事等電子入札運用基準
- ・深谷市競争入札参加者心得
- ・深谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱

その他入札契約関係法令等を熟知したうえで、入札に参加してください。

市ホームページ【入札・契約／様式および規則等／入札契約関係規則】

URL : <https://www.city.fukaya.saitama.jp/business/nyusatsukeiyaku/yosikiyobikisokuto/1391741361489.html>

■入札に係る様式について

入札等に係る様式は、市ホームページに掲載しています。

必要に応じて適宜ダウンロードしてご使用ください。

市ホームページ【入札・契約／様式および規則等／入札契約関係様式】

URL : <https://www.city.fukaya.saitama.jp/business/nyusatsukeiyaku/yosikiyobikisokuto/15223.html>

③ 令和7年度 入札スケジュールについて

【建設工事／工事に係る設計・調査・測量業務委託】

■一般競争入札（電子入札）公告予定日

【建設工事／工事に係る設計・調査・測量業務委託】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
公告予定日	8				5		3		
		16	13	11	19	12	21	14	19
	22	30	27		29		31		

- ・公告文は、電子入札情報公開システム及び市ホームページで公開します。
- ・仕様書等は、公告日当日から情報公開システムよりダウンロードできます。
- ・開札日は、公告日から概ね20日後（土日含む）となります。
- ・公告予定日は、都合等により変更となる場合があります。
- ・物品、その他業務委託に係る入札公告は、その都度対象者にメール等でご案内します。

《項目》

④ その他

- 4-1 植栽等管理業務委託の発注に係る対象業種の変更について
- 4-2 深谷市優秀建設工事表彰式について
- 4-3 工事成績評定の考查項目一覧表の一部再編について
- 4-4 建設業退職金共済制度について

④ その他

4 – 1 植栽等管理業務委託の発注に係る対象業種の変更について

■ 入札参加対象業種の変更

これまで 【造園工事】

今 後 【**土木施設維持管理（苑地）**】

※令和7・8年度入札参加資格者名簿

■ 変更時期

令和7年4月1日以降の公告案件から

■ 契約保証金

免 除 → 10／100以上の納付

④ その他

4 – 2 深谷市優秀建設工事表彰式について

■開催時期等について

令和 6 年度より、会場・時期等の変更を行いました。

令和 7 年度につきましても以下のとおり開催する予定です。

【開催日】 7月中（予定）

【開催場所】 市役所本庁舎内会議室

【出席者】 受賞者のみ

【表彰対象工事】 前年度完工工事

④ その他

4 – 3 工事成績評定の考查項目一覧表の一部再編について

現在市HPで公表中の考查項目一覧表を明瞭化するために、一部再編を行いました。

【再編前】 « 考査項目一覧表 監督員 1.施工体制 II.配置技術者（現場代理人等） »

評定対象項目	
1	現場代理人として、工事全体の把握ができている。
2	書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
3	契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
4	現場との相違があった場合は、監督員との協議書等に基づいて行われている。
5	施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
6	監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
7	工事施工に必要な作業主任、専門技術者を選任及び配置している。
8	「施工管理プロセス」チェックシートの内、「配置技術者」について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施されている。
9	その他

④ その他

4 – 3 工事成績評定の考查項目一覧表の一部再編について

【再編後】 « 考査項目一覧表 監督員 1.施工体制 II.配置技術者（現場代理人等） » ※内容に変更はありません。

評定対象項目	
【現場代理人を評価する項目】	
1	現場代理人として、工事全体の把握ができている。
2	現場との相違があった場合は、監督員との協議書等に基づいて行われている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】	
3	書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
4	契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
5	施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
6	監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
【全体を評価する項目】	
7	工事施工に必要な作業主任、専門技術者を選任及び配置している。
8	「施工管理プロセス」チェックシートの内、「配置技術者」について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施されている。
9	その他

④ その他

4 – 4 建設業退職金共済制度について

■建設業退職金共済制度について

以下の資料を説明会参考資料の中に添付していますので、後ほどご確認ください。

1. 建退共制度のあらまし

※建退共本部ホームページ URL

https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/siryou/pdf/k_aramashi.pdf

2. 令和 7 年度「加入・履行証明書」発行要領

3. 現場標識送付依頼状

4. 建退共は電子申請がラク／電子申請方式の 8 つのメリット

ご不明な点等があれば いつでもご連絡ください

問い合わせ先

深谷市役所 契約検査課

32番窓口（本庁舎3階）

電話：048-574-6634（直通）

E-mail：k-kensa@city.fukaya.saitama.jp